『全国一斉「人権擁護委員の日」特設相談所』の開設について

全国人権擁護委員連合会では、人権擁護委員法が施行された６月１日を「人権擁護委員の日」と定め、全国の人権擁護委員がその使命を再認識するとともに、この日を中心として人権思想の普及高揚を図るため、より一側積極的な人権擁護活動を行うこととしています。

　村でも以下のとおり特設人権相談所を開設いたします。

【人権擁護委員について】

　人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づいて、人権相談を受けたり人権の考えを広めたりする活動をしている民間の方々です。

人権擁護委員制度は、さまざまな分野の人たちが人権思想を広め、地域の中で人権が侵害されないように配慮して人権を擁護していくことが望ましいという考えから設けられたもので、現在、清川村には村長から推薦され、法務大臣が委嘱した人権擁護委員が３名います。

１　日時

　　令和７年６月３日（火）午前９時３０分から午後３時まで

　　令和７年６月５日（木）午前１１時から午後１時まで

２　場所

　　保健福祉センターやまびこ館　２階　多目的集会室

３　内容

　　近隣とのトラブル、子どもや高齢者への虐待、セクハラ問題などについて相談に応じます。

４　事前予約

　　不要

５　料金

　　無料（どなたでも無料で相談できます。）

６　お問い合わせ

　　清川村子育て健康福祉課　健康福祉係

　　電話　２８８－３８６１（直通）